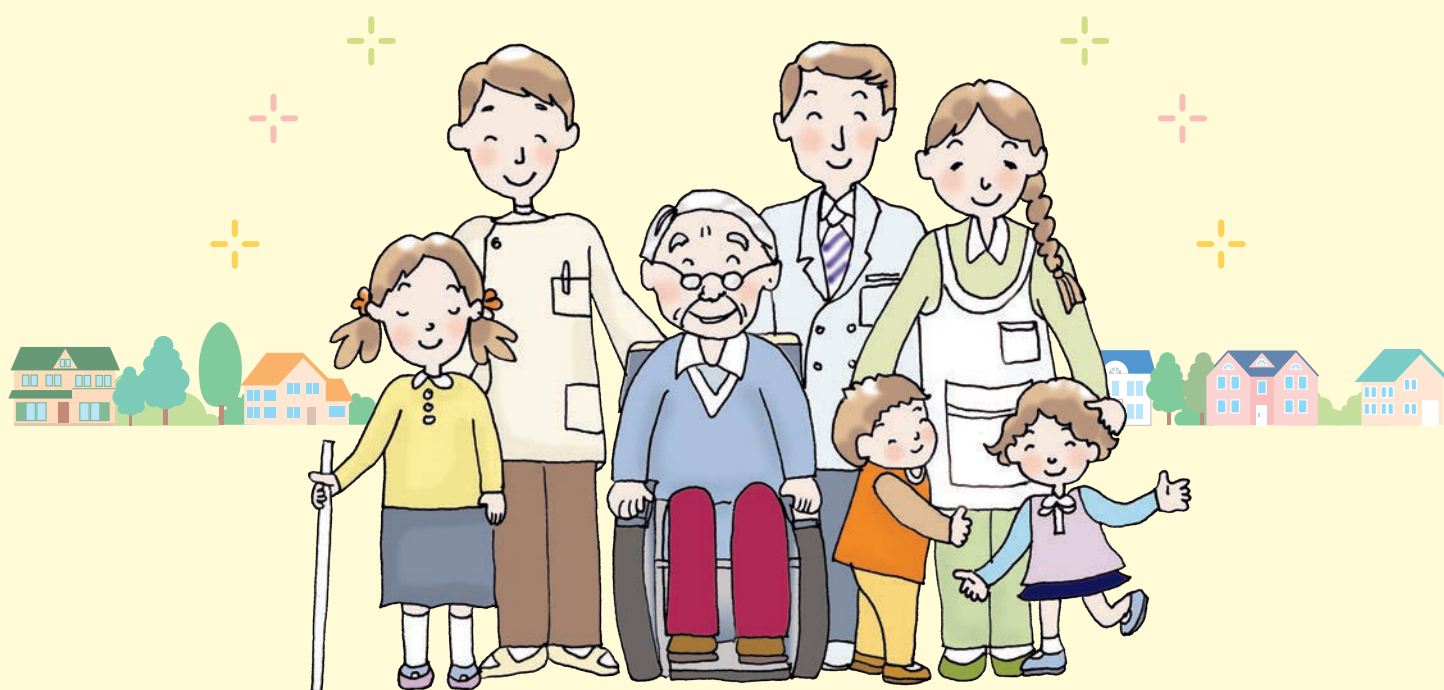


第4期大洗町障害者計画 第7期大洗町障害福祉計画 第3期大洗町障害児福祉計画

～障害のある人が住み慣れた地域で安心して
いきいきとした生活を送ることができるまち～



令和6年3月
大洗町

計画の位置付け

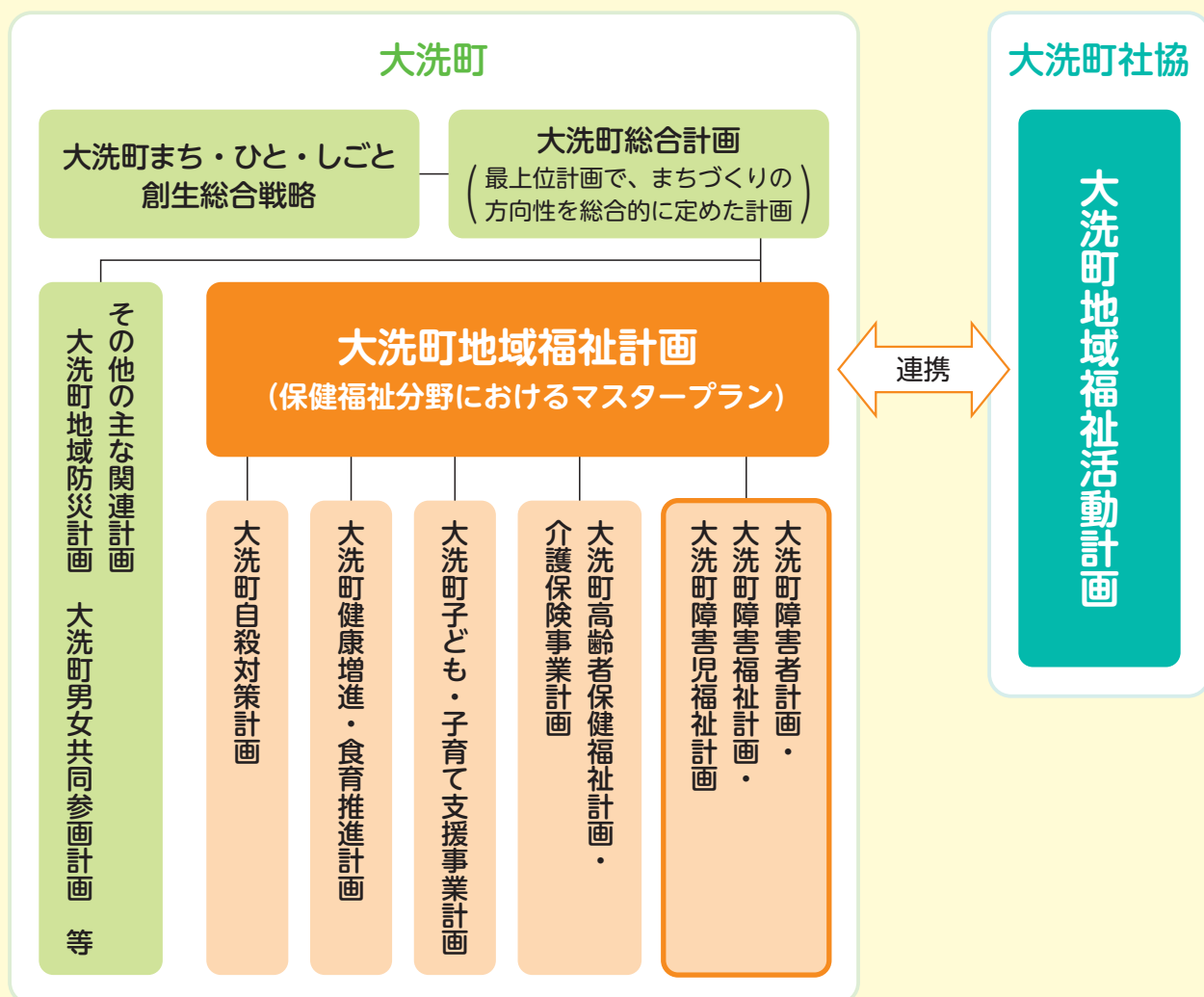
「第4期大洗町障害者計画」は、障害者基本法に基づく計画で、障害者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるものです。計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

「第7期大洗町障害福祉計画」「第3期大洗町障害児福祉計画」は、それぞれ障害者総合支援法・児童福祉法に基づく、障害福祉サービスや障害児通所支援等の種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す計画です。計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

■ 計画の期間

	平成30年度～ 令和2年度	令和3年度～ 令和5年度	令和6年度～ 令和8年度	令和9年度～ 令和11年度
大洗町障害者計画	第3期		第4期	
大洗町障害福祉計画	第5期	第6期	第7期	(第8期)
大洗町障害児福祉計画	第1期	第2期	第3期	(第4期)

■ 上位計画・関連計画との関係



第4期大洗町障害者計画

基本理念

**障害のある人が住み慣れた地域で安心して
いきいきとした生活を送ることができるまち**

本計画においては、総合計画の施策における目指す姿を踏襲し、「障害のある人が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活を送ることができるまち」を基本理念として掲げ、「幸せ無限大・不幸ゼロ」の実現に不可欠な「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の考え方を踏まえながら、障害のある人が地域の支え合いの中で生きがいや役割を持って暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の6つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 障害のある人への理解の促進

重点

福祉教育の充実や交流、ふれあいの場の充実、ボランティア活動の活性化等を通じ、障害のある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために、啓発や広報、交流活動、共生社会の実現等の取組を進めます。

基本目標 2 相談体制、情報提供の仕組みづくり

重点

障害のある人が利用できる各種福祉サービスはもとより、生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。視覚障害や聴覚障害等により情報の入手が困難な人にもわかりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。また、各種支援制度の周知等による経済的支援の充実に取り組みます。



基本目標 3 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある子どもへの保育、療育の実施にあたっては、各関係機関との情報共有、連携により、個別のニーズに対応した支援が行える体制の整備を図ります。

また、すべての子どもたちが共に学び、一人ひとりの特性や能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

基本目標 4 地域生活を支える体制づくり

一人ひとりの障害の種別や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、グループホーム等地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努め、障害のある人が、どんな時でも、誰もが持っている権利が守られるようにしていきます。

また、保健所や医療機関との連携を強化し、障害の原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた適切なフォロー体制の整備を図ります。さらに医療体制の充実、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

基本目標 5 雇用や芸術文化活動、スポーツ等を通じた社会参加の機会確保

障害のある人が生きがいを持って社会参加するために、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォロー等就労を支援する体制を整備するとともに、適正な賃金の確保に向けた関係機関の取組を支援します。

また、自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動、スポーツ等を行える環境を整備するとともに、当事者の活動や社会参加を促進します。

基本目標 6 安全、安心で快適な生活環境の確保

障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、ハード、ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。



施策の体系

基本理念

障害のある人が住み慣れた地域で安心して
いきいきとした生活を送ることができるまち

基本目標

基本的な施策

1

障害のある人への
理解の促進

重点

- (1) 啓発、広報活動の推進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動等への支援
- (4) 共生社会の実現

2

相談体制、情報提供の
仕組みづくり

重点

- (1) 情報提供の充実
- (2) 円滑なコミュニケーションの支援
- (3) 相談支援事業の充実
- (4) 経済的支援の充実

3

障害や疾病等で支援が
必要な子どもに対する
福祉と教育の充実

- (1) 障害の早期発見、早期対応の推進
- (2) 保育や教育体制の充実

4

地域生活を支える
体制づくり

- (1) 日常生活への支援の充実
- (2) 日中活動への支援の充実
- (3) 居住の場の支援の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) こころと体の健康づくりの推進
- (6) 地域医療の充実
- (7) 難病支援の充実

5

雇用や芸術文化活動、
スポーツ等を通じた
社会参加の機会確保

- (1) 就労支援体制の構築
- (2) 福祉的就労の確保
- (3) スポーツ、文化活動の推進

6

安全、安心で快適な
生活環境の確保

- (1) 防災、防犯体制の確保
- (2) 障害のある人にやさしい公共空間の確保
- (3) 移動手段の確保

第7期大洗町障害福祉計画

第3期大洗町障害児福祉計画

令和8年度までの成果目標

国の方針を踏まえて、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標を設定します。

項目		町の考え方	主な指標数値
1	施設入所者の地域生活への移行	国の指針等を踏まえ、1人でも多くの障害のある方を地域生活へ移行できるよう関係機関と連携を図る。	地域生活移行者数 3人
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	地域での協議の場を設置し、地域包括ケアシステムを構築していく。	協議の場を年1回以上開催し、毎年度実施目標等を設ける。
3	地域生活支援の充実	町内や近隣市町の事業所と調整を図り、地域生活支援拠点等の整備を目指す。	地域生活支援拠点 令和8年度末までに面的整備型により整備
4	福祉施設から一般就労への移行等	国の指針等を踏まえ、1人でも多く、福祉施設から一般就労へ移行できるよう関係機関と連携を図る。	事業を利用して一般就労に移行した人数（合計） 2人
5	障害児支援の提供体制の整備等	国の指針等を踏まえ、児童発達支援センターの設置に努めるとともに、医療的ケア児の支援体制の確立に努める。	児童発達支援センター 令和8年度末までに圏域内に設置
6	相談支援体制の充実・強化等	国の指針等を踏まえ、基幹相談支援センターの設置を目指すとともに、相談支援体制の強化を推進する。	基幹相談支援センター 令和8年度末までに町内に設置
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	国の指針等を踏まえ、障害福祉サービス等に係る各種研修等への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有を図る。	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有 令和8年度末までに年1回実施

障害福祉サービス等の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画には、次の事業を位置づけ、サービスの提供体制の確保を図ります。各事業の詳細については、計画書本編をご覧ください。

▶ 訪問系サービス

主なサービス	施策の方針
居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護	必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

▶ 日中活動系サービス（日常的支援、自立支援）

主なサービス	施策の方針
生活介護、宿泊型自立訓練、 自立訓練（機能訓練）、 自立訓練（生活訓練）、 短期入所	新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者数や利用時間の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進する等、提供体制の充実を図ります。

▶ 日中活動系サービス（就労支援）

主なサービス	施策の方針
就労移行支援、就労選択支援、 就労継続支援（A・B型）、 就労定着支援	新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者数や利用時間の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進する等、提供体制の充実を図ります。

▶ 居住系サービス

主なサービス	施策の方針
共同生活援助、施設入所支援、 自立生活援助	一人ひとりの障害の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホームや入所施設の必要量を見込み、サービス提供事業者と協力して、障害のある人の住まいの確保に努めます。

▶ 相談支援サービス

主なサービス	施策の方針
計画相談支援、地域移行支援、 地域定着支援	サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の参入促進や相談支援専門員の資質向上に取り組めます。また、地域相談支援体制の整備を図ります。

▶ 障害児通所支援

主なサービス	施策の方針
児童発達支援、 放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援	障害のある子どもが専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう、子育て・保育・教育・福祉分野等の連携を図り、サービス提供体制の整備に努めます。

▶ 障害児相談支援

主なサービス	施策の方針
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害のある子どもが、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう、引き続き障害児相談支援を実施していきます。 また、指定障害児相談支援事業所の参入促進や相談支援専門員の資質向上に取り組めます。

▶ 地域生活支援事業（必須事業）

主なサービス	施策の方針
相談支援、 成年後見制度利用支援、 意思疎通支援、 日常生活用具給付、移動支援、 地域活動支援センター	関係機関と連携し、積極的な情報発信により利用促進を図ります。

▶ 地域生活支援事業（任意事業）

主なサービス	施策の方針
訪問入浴サービス、 日中一時支援、 自動車運転免許取得助成、 自動車改造費助成、声の広報	関係機関と連携し、積極的な情報発信により利用促進を図るとともに、障害のある人のニーズに応じ、新たな事業を検討していきます。

第4期大洗町障害者計画
第7期大洗町障害福祉計画
第3期大洗町障害児福祉計画

概要版

発行／大洗町 発行日／令和6年3月 編集／大洗町福祉課
〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275
電話／029-267-5111 FAX／029-264-5012